

「各種事務事業の取扱い」

12 福祉・保健・医療分科会 (児童福祉)

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
1	010206	私立認可保育所施設整備費補助金		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
2	010401	ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動)		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
3	010402	子育て支援施設の設置		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
4	010403	家庭児童相談室		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
5	010404	乳幼児発達支援		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
6	010202	保育料(認可保育所保育料)	経過	合併後に統一	平成19年度から、長岡地域合併協議会を構成する6市町村の平均保育料の水準に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとし、平成18年度に調整する。なお、所得階層区分は平成18年度に統一する。
8	010208	通園バス		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
9	010101	児童手当		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
10	010301	延長保育(特別保育)		現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
11	010302	休日保育(特別保育)		現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
12	010303	病後児保育(特別保育)		現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
13	010304	障害児保育(特別保育)		現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
14	010305	乳児保育促進事業(特別保育)		現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
15	010306	未満児保育(特別保育)		現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
16	010307	一時保育(特別保育)		現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
17	010308	地域子育て支援センター(特別保育)		現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
18	010309	地域活動事業(特別保育)		現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
20	010405	チャイルドシートの助成		合併時に廃止	廃止する。ただし、再利用事業及び貸与事業については、新市で利用しやすい制度に再編するものとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

データ基準日 平成16年 4月 1日

1

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業											
1 2	福祉・保健・医療	0 1	児童福祉	0 2	保育所(園)	0 6	私立保育所施設整備費補助金										
長岡市		中之島町		越路町		与板町											
(1)補助目的 私立認可保育所が行う施設整備に対し、施設整備にかかる経費の一部を補助し、老朽施設の解消を図る。 (2)補助内容 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>国庫補助基準額の20/100</td> </tr> <tr> <td>増築・改築</td> <td>600万円×1/2以内</td> </tr> <tr> <td>プール新設</td> <td>100万円×1/2以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>200万円×1/2以内</td> </tr> </table> (3)保育所(園)施設整備費貸付金利子補給金 利子納入年度から起算して8年度まで 利子総額の1/2以内		区分	基準	新設	国庫補助基準額の20/100	増築・改築	600万円×1/2以内	プール新設	100万円×1/2以内	その他	200万円×1/2以内	なし		なし		なし	
区分	基準																
新設	国庫補助基準額の20/100																
増築・改築	600万円×1/2以内																
プール新設	100万円×1/2以内																
その他	200万円×1/2以内																
三島町		山古志村		小国町		課題											
(1)補助目的 私立認可保育所が行う施設整備に対し、施設整備にかかる経費の一部を補助し、老朽施設の解消を図る。 (2)補助内容 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>施設整備及び設備整備に必要な工事費又は、工事請負費のうち、総事業費から国庫補助金及び県補助金を除いた額に1/2以内</td> </tr> <tr> <td>増築・改築</td> <td>600万円×1/2以内</td> </tr> <tr> <td>プール新設</td> <td>100万円×1/2以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>200万円×1/2以内</td> </tr> </table> (3)保育所(園)施設整備費貸付金利子補給金 利子納入年度から起算して8年度まで 利子総額の1/2以内 16年度新設		区分	基準	新設	施設整備及び設備整備に必要な工事費又は、工事請負費のうち、総事業費から国庫補助金及び県補助金を除いた額に1/2以内	増築・改築	600万円×1/2以内	プール新設	100万円×1/2以内	その他	200万円×1/2以内	なし		なし		長岡市の制度に統一する。	
区分	基準																
新設	施設整備及び設備整備に必要な工事費又は、工事請負費のうち、総事業費から国庫補助金及び県補助金を除いた額に1/2以内																
増築・改築	600万円×1/2以内																
プール新設	100万円×1/2以内																
その他	200万円×1/2以内																

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

データ基準日 平成16年 4月 1日

2

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 4 子育て支援	0 1	ファミリーサポートセンター(子育て援助活動)
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)対象者 生後2ヶ月から概ね12歳までの子どもの保護者 心身とも健康で、自宅で子どもを預かれる人 (2)内容(平成14年7月1日から活動を開始) サービスの内容 ・保育所等への子どもの送迎 ・保育所等の開始前後に子どもを預かる ・子どもが軽い病気をした時に預かる ・冠婚葬祭や買い物等で外出する際に子どもを預かる 実施場所(事務局) ながおか市民センター「ちびっこ広場内」 センターが行う事業 ・会員の登録受付及び紹介 ・会員に対する保育内容の指導助言、相互交流・研修会の開催 ・事業の広報活動 (3)基準単価(1時間当りの自己負担額) 平日 700円、土曜・休日・夜間 900円を目安に両者で協議し決定する。なお、1時間当り200円を市が負担。	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

データ基準日 平成16年 4月 1日

3

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	01 児童福祉	04 子育て支援	02	子育て支援施設の設置
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)施設の名称 ちびっこ広場 (2)設置場所 ながおか市民センター4階 (長岡市大手通2-2-6) (3)利用対象者 乳幼児から小学校低学年まで (4)開放時間 月～土曜日 9:30～18:30 日曜日・祝日 9:00～17:30 (5)施設の内容(床面積=742㎡) ふれあいコーナー 大型滑り台、おもちゃ、遊具等を配置 絵本コーナー 約300冊の絵本、童話、図鑑等を配置 上記の他、一時保育室、授乳室を設置 (6)主な事業 利用者間の交流会、子育て講座等の開催 子育てに関する相談窓口の開設 乳幼児一時保育事業の実施 (利用料=1時間当り300円、最長8時間まで)	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

データ基準日 平成16年 4月 1日

4

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	01 児童福祉	04 子育て支援	03 家庭児童相談室	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)対象者 市内に居住する18歳未満の児童の保護者など	なし	なし	なし	
(2)内容 虐待予防について 子育てについて 集団生活について				
(3)開設時間 毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで				
(4)自己負担 なし				
(5)事業費負担 市単独事業				
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

5

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 4 子育て支援	0 4 乳幼児発達支援
長岡市	中之島町	越路町	与板町
<p>(1)目的 児童の健やかな育成を図るため、心身に障害を有する児童、その他の児童及びその保護者等に対し、相談に応じ、適切な療育の場を提供するために設置する。</p> <p>(2)対象者 市内に居住する就学前の児童と保護者など</p> <p>(3)内容 相談部門・・・児童の成長、発達等の相談に応じ、助言・指導を行う他、小児科医師、臨床心理士等による発達診断を行う。 プレー部門・・・児童の遊ぶ様子を観察し、その状態を把握するとともに、発達を促すための親子遊び及び集団遊びを行う。 ことば部門・・・発音上の問題を持つ児童に対して、言語聴覚士によることばの個別指導及び集団指導を行う。</p> <p>(4)自己負担 無料</p> <p>(5)事業費負担 平成15年度から支援費制度に移行</p>	<p>(1)目的 ことばや心と身体の発達、成長に不安を持つ乳幼児及びその保護者がより健全に集団社会へなじんでいけることを目的とする。</p> <p>(2)対象者 町内に住む成長や発達に不安を持つ就園または就学前の乳幼児とその保護者</p> <p>(3)内容 親子で遊ぶ場を通して、乳幼児の発達や成長に必要な助言及び指導をする。 親子のふれあいや他児とのつながりを深める。 保護者同士の交流を深め、仲間作りの場とする。 地域社会(保育所、小学校等)との交流を深める。</p> <p>(4)自己負担 おやつ代として年間1,000円</p> <p>(5)事業費負担 15,000円</p>	<p>(1)目的 心身に障害を有する乳幼児、児童及びその保護者に対し、相談・情報交換の場を提供する。</p> <p>(2)対象者 町内に居住する心身に障害を有する乳幼児、児童、生徒とその保護者</p> <p>(3)内容 保護者同士の仲間づくりの場。 相談、情報提供。</p> <p>(4)自己負担 無料</p> <p>(5)事業費負担 21,000円</p>	<p>(1)目的 遊びを通して乳幼児の生活の体験を広げ、発達を促すとともに家族の療育能力を育て、療育生活を支援するとともに場を提供する。</p> <p>(2)対象者 言葉の遅れ、人や者に対する無関心、多動等の問題があり、療育ケアが必要と思われる乳幼児及びその家族。</p> <p>(3)内容 遊びを通して集団生活の適応、発育を促す。 仲間づくり 親への支援</p> <p>(4)自己負担 無料</p> <p>(5)事業費 359千円 (与板地区保健衛生対策協会負担金)</p> <p>(6)名称 与板地区プレイ教室</p> <p>(7)実施回数 年44回(月3～4回)</p>
三島町	山古志村	小国町	課 題
<p>(1)目的 遊びを通して乳幼児の生活の体験を広げ、発達を促すとともに家族の療育能力を育て、療育生活を支援するとともに場を提供する。</p> <p>(2)対象者 言葉の遅れ、人や者に対する無関心、多動等の問題があり、療育ケアが必要と思われる乳幼児及びその家族。</p> <p>(3)内容 遊びを通して集団生活の適応、発育を促す。 仲間づくり 親への支援</p> <p>(4)自己負担 無料</p> <p>(5)事業費 429千円 (与板地区保健衛生対策協会負担金)</p> <p>(6)名称 与板地区プレイ教室</p> <p>(7)実施回数 年44回(月3～4回)</p>	<p>・障害者福祉の点では実施していない。 乳幼児に障害があった場合は、療育相談などで対応する。</p>	<p>・乳幼児発達支援事業には取り組んでいないが、子育て支援として対応している。 乳幼児の健やかな発達を図るため、発達の障害となるものの早期発見に努め、心身に障害があるときには、その乳幼児及び保護者に対し、相談や情報提供をする。</p>	<p>調整方針案</p> <p>長岡市の制度に統一する。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

6

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																																																																																							
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 2 保育園(所)	0 2 保育料(認可保育所保育料)																																																																																																							
<p>長岡市</p> <p>・保育料徴収基準額 月額(円)</p> <p>市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>13,900</td><td>10,700</td></tr> <tr><td>(6,950)</td><td>(5,350)</td></tr> </table> <p>所得税 50,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>28,300</td><td>24,300</td></tr> <tr><td>(14,150)</td><td>(12,150)</td></tr> </table> <p>所得税 150,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>43,100</td><td>33,100</td></tr> <tr><td>(21,550)</td><td>(16,550)</td></tr> </table> <p>所得税 300,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>49,600</td><td>35,100</td></tr> <tr><td>(24,800)</td><td>(17,550)</td></tr> </table> <p>()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目無料 所得割額5,000円の区分なし</p>	3歳未満児	3歳以上児	13,900	10,700	(6,950)	(5,350)	3歳未満児	3歳以上児	28,300	24,300	(14,150)	(12,150)	3歳未満児	3歳以上児	43,100	33,100	(21,550)	(16,550)	3歳未満児	3歳以上児	49,600	35,100	(24,800)	(17,550)	<p>中之島町</p> <p>・保育料徴収基準額 月額(円)</p> <p>市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>11,800</td><td>9,600</td></tr> <tr><td>(5,900)</td><td>(4,800)</td></tr> </table> <p>所得税 50,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>20,400</td><td>18,700</td></tr> <tr><td>(10,200)</td><td>(9,350)</td></tr> </table> <p>所得税 150,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>28,300</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>(14,150)</td><td>(11,500)</td></tr> </table> <p>所得税 300,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>37,600</td><td>28,100</td></tr> <tr><td>(18,800)</td><td>(14,050)</td></tr> </table> <p>()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目1/10</p>	3歳未満児	3歳以上児	11,800	9,600	(5,900)	(4,800)	3歳未満児	3歳以上児	20,400	18,700	(10,200)	(9,350)	3歳未満児	3歳以上児	28,300	23,000	(14,150)	(11,500)	3歳未満児	3歳以上児	37,600	28,100	(18,800)	(14,050)	<p>越路町</p> <p>・保育料徴収基準額 月額(円)</p> <p>市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>12,800</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>(6,400)</td><td>(5,000)</td></tr> </table> <p>所得税 50,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>23,300</td><td>21,500</td></tr> <tr><td>(11,650)</td><td>(10,750)</td></tr> </table> <p>所得税 150,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>39,300</td><td>28,900</td></tr> <tr><td>(19,650)</td><td>(14,450)</td></tr> </table> <p>所得税 300,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>44,100</td><td>30,700</td></tr> <tr><td>(22,050)</td><td>(15,350)</td></tr> </table> <p>()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目無料</p>	3歳未満児	3歳以上児	12,800	10,000	(6,400)	(5,000)	3歳未満児	3歳以上児	23,300	21,500	(11,650)	(10,750)	3歳未満児	3歳以上児	39,300	28,900	(19,650)	(14,450)	3歳未満児	3歳以上児	44,100	30,700	(22,050)	(15,350)	<p>与板町</p> <p>・保育料徴収基準額 月額(円)</p> <p>市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>15,500</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>(7,750)</td><td>(6,500)</td></tr> </table> <p>所得税 50,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>22,500</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>(11,250)</td><td>(10,000)</td></tr> </table> <p>所得税 150,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳児</td><td>4歳以上児</td></tr> <tr><td>31,000</td><td>27,000</td><td>25,500</td></tr> <tr><td>(15,500)</td><td>(13,500)</td><td>(12,750)</td></tr> </table> <p>所得税 300,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳児</td><td>4歳以上児</td></tr> <tr><td>42,500</td><td>33,000</td><td>28,500</td></tr> <tr><td>(21,250)</td><td>(16,500)</td><td>(14,250)</td></tr> </table> <p>()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目1/10 所得割額5,000円の区分なし</p>	3歳未満児	3歳以上児	15,500	13,000	(7,750)	(6,500)	3歳未満児	3歳以上児	22,500	20,000	(11,250)	(10,000)	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	31,000	27,000	25,500	(15,500)	(13,500)	(12,750)	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	42,500	33,000	28,500	(21,250)	(16,500)	(14,250)	
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
13,900	10,700																																																																																																									
(6,950)	(5,350)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
28,300	24,300																																																																																																									
(14,150)	(12,150)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
43,100	33,100																																																																																																									
(21,550)	(16,550)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
49,600	35,100																																																																																																									
(24,800)	(17,550)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
11,800	9,600																																																																																																									
(5,900)	(4,800)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
20,400	18,700																																																																																																									
(10,200)	(9,350)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
28,300	23,000																																																																																																									
(14,150)	(11,500)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
37,600	28,100																																																																																																									
(18,800)	(14,050)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
12,800	10,000																																																																																																									
(6,400)	(5,000)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
23,300	21,500																																																																																																									
(11,650)	(10,750)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
39,300	28,900																																																																																																									
(19,650)	(14,450)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
44,100	30,700																																																																																																									
(22,050)	(15,350)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
15,500	13,000																																																																																																									
(7,750)	(6,500)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
22,500	20,000																																																																																																									
(11,250)	(10,000)																																																																																																									
3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																								
31,000	27,000	25,500																																																																																																								
(15,500)	(13,500)	(12,750)																																																																																																								
3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																								
42,500	33,000	28,500																																																																																																								
(21,250)	(16,500)	(14,250)																																																																																																								
<p>三島町</p> <p>・保育料徴収基準額 月額(円)</p> <p>市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>17,000</td><td>14,000</td></tr> <tr><td>(8,500)</td><td>(7,000)</td></tr> </table> <p>所得税 50,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>27,000</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>(13,500)</td><td>(12,500)</td></tr> </table> <p>所得税 150,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>43,000</td><td>32,000</td></tr> <tr><td>(21,500)</td><td>(16,000)</td></tr> </table> <p>所得税 300,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>47,000</td><td>33,000</td></tr> <tr><td>(23,500)</td><td>(16,500)</td></tr> </table> <p>()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目1/10</p>	3歳未満児	3歳以上児	17,000	14,000	(8,500)	(7,000)	3歳未満児	3歳以上児	27,000	25,000	(13,500)	(12,500)	3歳未満児	3歳以上児	43,000	32,000	(21,500)	(16,000)	3歳未満児	3歳以上児	47,000	33,000	(23,500)	(16,500)	<p>山古志村</p> <p>・保育料徴収基準額 月額(円)</p> <p>市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>15,500</td><td>11,500</td></tr> <tr><td>(7,700)</td><td>(5,700)</td></tr> </table> <p>所得税 50,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>21,500</td><td>17,500</td></tr> <tr><td>(10,700)</td><td>(8,700)</td></tr> </table> <p>所得税 150,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>29,000</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>(14,500)</td><td>(12,500)</td></tr> </table> <p>所得税 300,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>33,000</td><td>27,000</td></tr> <tr><td>(16,500)</td><td>(13,500)</td></tr> </table> <p>()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目1/10 市町村民税均等割・所得割区分なし</p>	3歳未満児	3歳以上児	15,500	11,500	(7,700)	(5,700)	3歳未満児	3歳以上児	21,500	17,500	(10,700)	(8,700)	3歳未満児	3歳以上児	29,000	25,000	(14,500)	(12,500)	3歳未満児	3歳以上児	33,000	27,000	(16,500)	(13,500)	<p>小国町</p> <p>・保育料徴収基準額 月額(円)</p> <p>市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>7,000</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>(3,500)</td><td>(3,500)</td></tr> </table> <p>所得税 50,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>19,200</td><td>19,200</td></tr> <tr><td>(9,600)</td><td>(9,600)</td></tr> </table> <p>所得税 150,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>26,200</td><td>23,100</td></tr> <tr><td>(13,100)</td><td>(11,550)</td></tr> </table> <p>所得税 300,000円の世帯</p> <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>28,900</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>(14,450)</td><td>(12,500)</td></tr> </table> <p>()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目1/10 市町村民税均等割・所得割区分なし</p>	3歳未満児	3歳以上児	7,000	7,000	(3,500)	(3,500)	3歳未満児	3歳以上児	19,200	19,200	(9,600)	(9,600)	3歳未満児	3歳以上児	26,200	23,100	(13,100)	(11,550)	3歳未満児	3歳以上児	28,900	25,000	(14,450)	(12,500)	<p>課 題</p> <p>平成19年度から、長岡地域合併協議会を構成する6市町村の平均保育料の水準に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとし、平成18年度に調整する。なお、所得階層区分は平成18年度に統一する。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 平均保育料の水準に統一する。ただし、合併後、2か年度において段階的に調整する。なお、所得階層区分は平成17年度から統一する。)</p>	<p>調整方針案</p>																														
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
17,000	14,000																																																																																																									
(8,500)	(7,000)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
27,000	25,000																																																																																																									
(13,500)	(12,500)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
43,000	32,000																																																																																																									
(21,500)	(16,000)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
47,000	33,000																																																																																																									
(23,500)	(16,500)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
15,500	11,500																																																																																																									
(7,700)	(5,700)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
21,500	17,500																																																																																																									
(10,700)	(8,700)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
29,000	25,000																																																																																																									
(14,500)	(12,500)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
33,000	27,000																																																																																																									
(16,500)	(13,500)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
7,000	7,000																																																																																																									
(3,500)	(3,500)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
19,200	19,200																																																																																																									
(9,600)	(9,600)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
26,200	23,100																																																																																																									
(13,100)	(11,550)																																																																																																									
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																									
28,900	25,000																																																																																																									
(14,450)	(12,500)																																																																																																									

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

8

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 2 保育園(所)	0 8 通園バス	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)通園バス運行の有無 公立 有 私立 有 (2)運営主体 公立 保護者会 4園 私立 法人 13園 保護者会 1園 (3)バス運行に対する補助 地域的に遠距離となる保育園で集団で通園している団体及びへき地保育園の休園に伴い、近隣の保育園に通園している団体に補助金を交付。 (4)平成16年度補助金予算額 集団通園 196千円 遠距離通園 1,080千円	(1)通園バス運行の有無 公立 有 (2)運営主体 中之島町 (3)平成16年度予算額 通園バス運行に要する経費 3,630千円	(1)通園バス運行の有無 公立 有 (2)運営主体 保護者会 4園 (3)市町村が運行する場合の経費 バス4台(町所有) 予算額 7,297千円(運転委託料他) (4)バス運行に対する補助 保育園バスで通園している保護者を対象に保護者会へ添乗員賃金の助成として補助金を交付 (5)平成16年度補助金予算額 410千円	(1)通園バス運行の有無 私立 無 ただし、現在保育園所有のワゴン車に対応しており、平成17年3月より通園バスを運行予定。 (2)運営主体 法人 1園 (3)バス運行に対する補助金 なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
(1)通園バス運行の有無 公立 有 (2)運営主体 保護者会等 (3)バス運行に対する補助 バス添乗員等賃金の一部負担、燃料・修繕・保険・車検費用の負担 (4)平成16年度予算額 2,062千円	(1)通園バスの有無 公立 有 (2)運営主体 山古志村 (3)平成16年度予算 2,672千円	(1)通園バス運行の有無 公立 有 (2)運営主体 小国町 (3)バス運行に対する補助金 なし		当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

データ基準日 平成16年 4月 1日

9

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	01 児童福祉	01 手当	01 児童手当	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)対象者 0歳～小学校第3学年終了前	同左	同左	同左	
(2)支給額 第1子 月額 5,000円 第2子 月額 5,000円 第3子以降 月額 10,000円				
(3)支給月 2月、6月、10月				
(4)所得制限 国民年金加入者 301万円 厚生年金加入者又は共済年金加入者 460万円 上記の所得は扶養親族0人の場合。 扶養が1人増えるごとに38万円加算。				
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
同上	同左	同左		国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

10

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 3 特別保育	0 1 延長保育(特別保育)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)実施箇所数 ・11時間～11時間30分 公立 <input type="text" value="11"/> 私立 <input type="text" value="3"/> ・11時間30分～12時間 公立 <input type="text" value="12"/> 私立 <input type="text" value="16"/> ・12時間以上 公立 <input type="text" value="0"/> 私立 <input type="text" value="1"/> (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="17"/> 私立 <input type="text" value="18"/> (3)徴収基準 公立保育所 1時間 150円 私立保育所 ・東部、東部第二、柏 1月 2,500円 ・撰田屋、深沢 1月 2,000円 ・大島、希望が丘、新保 1日 150円、1月 2,500円(新保は3回以上) ・長峰 1日 200円、1月 2,000円(10回以上) ・関原、悠々 1日 150円 ・長生、前川、岡南、恵和 1日 100円 ・西部 無料	なし	なし	(1)実施箇所数 ・11時間30分～12時間 私立 <input type="text" value="1"/> (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 私立 <input type="text" value="1"/> (3)徴収基準 私立保育所 ・与板保育園 無料	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

11

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 3 特別保育	0 2 休日保育(特別保育)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="0"/> 私立 <input type="text" value="2"/> なし (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="0"/> 私立 <input type="text" value="2"/> (3)徴収基準 ・3歳未満児 1日 2,580円 ・3歳以上児 1日 1,860円 (給食は実施しないため、持参してもらう)	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

12

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	01 児童福祉	03 特別保育	03 病後児保育(特別保育)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="0"/> 私立 <input type="text" value="2"/> ・診療所併設施設 1か所 (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="0"/> 私立 <input type="text" value="2"/> (3)徴収基準 1日 2,000円 (所得税非課税世帯は 1,000円、市民税非課税世帯は無料)	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

13

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 3 特別保育	0 4 障害児保育(特別保育)
長岡市	中之島町	越路町	与板町
(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="23"/> 私立 <input type="text" value="21"/> (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="0"/> 私立 <input type="text" value="0"/> 平成15年度から国庫補助事業から交付税措置に変更	入所希望があれば実施する。	入所希望があれば実施する。	(1)実施箇所数 私立 <input type="text" value="1"/> (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 私立 <input type="text" value="0"/> 平成15年度から国庫補助事業から町単独補助事業に変更
三島町	山古志村	小国町	課 題
なし	なし	入所希望があれば実施する。	現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

14

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目（分科会）	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 3 特別保育	0 5 乳児保育促進事業（特別保育）	
長 岡 市	中 之 島 町	越 路 町	与 板 町	
1 実施箇所数 公立 <input style="width: 50px;" type="text" value="17"/> 私立 <input style="width: 50px;" type="text" value="21"/> 2 実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input style="width: 50px;" type="text" value="0"/> 私立 <input style="width: 50px;" type="text" value="20"/>	なし	なし	1 実施箇所数 私立 <input style="width: 50px;" type="text" value="1"/> 2 実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 私立 <input style="width: 50px;" type="text" value="1"/>	
三 島 町	山 古 志 村	小 国 町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

15

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 3 特別保育	0 6 未満児保育(特別保育)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="23"/> 私立 <input type="text" value="21"/> なし	なし	なし	(1)実施箇所数 私立 <input type="text" value="1"/>	
(2)実施箇所のうち県費補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="0"/> 私立 <input type="text" value="21"/>			(2)実施箇所のうち県費補助を実施している施設 私立 <input type="text" value="1"/>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

16

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 3 特別保育	0 7 一時保育(特別保育)
長岡市	中之島町	越路町	与板町
(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="5"/> 私立 <input type="text" value="7"/> なし (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="5"/> 私立 <input type="text" value="7"/> (3)徴収基準 保育料 ・3歳未満児 1日 1,720円 ・3歳以上児 1日 1,240円 給食費 ・3歳未満児 1日 390円 ・3歳以上児 1日 230円 私立保育園は、各園が徴収基準を決定		(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="1"/> (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="1"/> (3)徴収基準 保育料 ・3歳未満児 1日 1,460円 ・3歳以上児 1日 1,020円 給食費 ・全児童 1日 330円	(1)実施箇所数 私立 <input type="text" value="1"/> (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 私立 <input type="text" value="1"/> (3)徴収基準 保育料 ・半日 4時間以内 1,000円 ・1日 4時間を超え 8時間以内 2,000円 ・延長 1時間につき 200円 給食費 200円
三島町	山古志村	小国町	課 題
なし	なし	(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="1"/> (2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text"/> (3)徴収基準 保育料 ・3歳未満児 1日 1,192円 ・3歳以上児 1日 1,032円	現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

17

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目（分科会）	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 1 児童福祉	0 3 特別保育	0 8 地域子育て支援センター（特別保育）
長岡市	中之島町	越路町	与板町
(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="7"/> 私立 <input type="text" value="10"/>	(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="1"/>	(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="1"/>	(1)実施箇所数 私立 <input type="text" value="1"/>
(2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="7"/> 私立 <input type="text" value="10"/>	(2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="1"/>	(2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="1"/>	(2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 私立 <input type="text" value="1"/>
(3)子育て支援室が整備された保育園数 (国県施設整備費補助金により整備した施設数) 公立 <input type="text" value="2"/> 私立 <input type="text" value="5"/>	(3)子育て支援室が整備された保育園数 (国県施設整備費補助金により整備した施設数) 公立 <input type="text" value="1"/>	(3)子育て支援室が整備された保育園数 (国県施設整備費補助金により整備した施設数) 公立 <input type="text" value="1"/>	(3)子育て支援室が整備された保育園数 (国県施設整備費補助金により整備した施設数) 私立 <input type="text" value="0"/>
(市町村単独、法人が整備した施設数) 公立 <input type="text" value="1"/> 私立 <input type="text" value="0"/>	(市町村単独、法人が整備した施設数) 公立 <input type="text" value="0"/>	(市町村単独、法人が整備した施設数) 公立 <input type="text" value="0"/>	(市町村単独、法人が整備した施設数) 私立 <input type="text" value="0"/>
三島町	山古志村	小国町	課 題
なし	なし	(1)実施箇所数 公立 <input type="text" value="1"/>	現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
		(2)実施箇所のうち国庫補助を実施している施設 公立 <input type="text" value="1"/>	
		(3)子育て支援室が整備された保育園数 (国県施設整備費補助金により整備した施設数) 公立 <input type="text" value="0"/> 私立 <input type="text" value="0"/>	
		(市町村単独、法人が整備した施設数) 公立 <input type="text" value="0"/> 私立 <input type="text" value="0"/>	
調 整 方 針 案			

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

データ基準日 平成16年 4月 1日

18

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業											
1 2	福祉・保健・医療	0 1	児童福祉	0 3	特別保育	0 9	地域活動事業 (特別保育)										
長岡市		中之島町		越路町		与板町											
(1)実施の有無 公立 有 私立 有 (2)実施施設数 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>公立</td><td>23</td></tr> <tr><td>私立</td><td>20</td></tr> </table>		公立	23	私立	20	(1)実施の有無 公立 有 (2)実施施設数 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>公立</td><td>5</td></tr> </table>		公立	5	(1)実施の有無 公立 有 (2)実施施設数 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>公立</td><td>5</td></tr> </table>		公立	5	(1)実施の有無 私立 有 (2)実施施設数 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>私立</td><td>1</td></tr> </table>		私立	1
公立	23																
私立	20																
公立	5																
公立	5																
私立	1																
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案											
(1)実施の有無 公立 有 (2)実施施設数 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>公立</td><td>2</td></tr> </table>		公立	2	なし		(1)実施の有無 公立 有 (2)実施施設数 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>公立</td><td>1</td></tr> </table>		公立	1	現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。							
公立	2																
公立	1																

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

20

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
12	福祉・保健・医療	01	児童福祉	04	子育て支援	05	チャイルドシートの助成
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)制度の内容 チャイルドシートの再利用 ・チャイルドシートが不要になった人と必要な人のためにちびっこ広場に「再利用品展示コーナー」を設け、チャイルドシートの着用率向上と不要シートの有効活用を図る。 ・事業費 16年度から なし		なし		なし		(1)制度の内容 チャイルドシート購入費補助 ・対象 与板町に住所を有する者で、就学前の乳幼児(1人につき1回) ・補助金額 購入額の3分の1(10,000円を限度) ・事業費 全額町負担	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		(1)制度の内容 チャイルドシートの貸与 ・対象 3歳から6歳までの幼児		(1)制度の内容 チャイルドシートの助成 ・対象 6歳未満の乳幼児(1人につき2回以内) ・助成金額 購入(レンタル)額の3分の1(10,000円以内) ・所得制限等 なし ・事業費負担 全額町負担		廃止する。ただし、再利用事業及び貸与事業については、新市で利用しやすい制度に再編するものとする。	